

平成元年法務省令第十三号

法務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則  
信託法（大正十一年法律第六十二号）第六十六条から第七十三条までの規定を実施するため、法務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 法務大臣の所管に属する公益信託（以下「公益信託」という。）の引受けの許可及び監督に関する手続は、この規則の定めるところによる。

（引受けの許可の申請）

第二条 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）（以下「法」という。）第二条第一項の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えた申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一 設定趣意書

二 信託行為の内容を示す書類

三 信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類

四 委託者となるべき者及び受託者となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（委託者となるべき者又は受託者となるべき者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）

五 信託管理人を指定する場合にあっては、信託管理人となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）並びにその就任の承諾を証する書類

六 運営委員会その他該公益信託を適正に運営するために必要な機関（以下「運営委員会等」という。）を設置する場合にあっては、同項目記載した書類並びに定款又は寄附行為）並びに構成員となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類並びにその就任の承諾を証する書類

七 引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めがない信託については、引受け後二年間）の事業計画書及び収支予算書

八 その他法務大臣が必要と認める書類（財産の移転の報告）

第三条 公益信託の引受けを許可された受託者は、遅滞なく前条第三号の財産の移転を受け、その移転を終了した後一月以内に、これを証する書類を添えて、その旨を法務大臣に報告しなければならない。

（事業計画書及び収支予算書の提出）

第四条 受託者は、毎信託事務年度（信託事務年度の定めのない信託にあっては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。以下同じ。）開始前に、当該信託事務年度の事業計画書及び収支予算書を法務大臣に提出しなければならない。

（事業状況報告書等の提出）

第五条 受託者は、前項の事業計画書及び収支予算書を法務大臣に提出しなければならない。

一 当該信託事務年度の事業状況報告書

二 当該信託事務年度の収支決算書

三 当該信託事務年度末の財産目録（公告）

第六条 受託者は、前条の書類を提出した後、遅滞なく、前信託事務年度の信託事務及び財産の状況を公告しなければならない。

一 信託の変更に係る書類の提出

第七条 受託者は、法第五条第一項の特別の事情が生じたと認めるときは、次に掲げる書類を法務大臣に提出しなければならない。

一 信託の変更を必要とする理由を記載した書類

二 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

三 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

四 信託法第一百五十二条第二項の公告及び催告書類

五 又は同条第三項の公告をしたことその他の信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

六 第二条第三号及び第五号から第八号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第七号中「引受け」とあるのは、「信託の併合」と読み替えるものとする。

（吸収信託分割の許可の申請）

第十条 受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一 吸收信託分割を必要とする理由を記載した書類

二 吸收信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第一百五十二条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

三 吸收信託分割後の信託行為の内容を記載し（受託者の解任の請求）

第十三条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六条第一項及び法第八条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一 選任を請求する理由を記載した書類

二 檢査役の選任に關する意見を記載した書類

三 新たな受託者の選任に關する意見を記載した書類

（検査役の選任の請求）

第十四条 委託者又は信託管理人は、信託法第五十八条第四項及び法第八条の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、次に掲げる

二 信託の変更をする根拠となる信託法（平成十八年法律第八百八号）の規定（同法第一百四十九条第四項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類及び新旧対照表

三 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

四 信託の併合の許可の申請

五 受託者は、法第六条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならぬ。

（新規信託分割の許可の申請）

第六条 受託者は、法第六条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類

二 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第一百五十九条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類及び新旧対照表

三 新規信託分割の手続を経たことを証する書類

四 信託法第一百六十条第二項の公告及び催告書類

五 第二条第三号及び第五号から第八号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第七号中「引受け」とあるのは、「新規信託分割」と読み替えるものとする。

（受託者の辞任の許可の申請）

第六条 受託者は、法第七条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一 辞任しようとする理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 新たな受託者の選任に關する意見を記載した書類

（検査役の選任の請求）

第七条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六条第一項及び法第八条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一 選任を請求する理由を記載した書類

二 檢査役の選任に關する意見を記載した書類

三 新たな受託者の選任に關する意見を記載した書類

（検査役の選任の請求）

第八条 受託者は、法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一 信託の変更を必要とする理由を記載した書類

二 吸收信託分割の許可を受けようとする受託者（同法第一百五十二条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

三 吸收信託分割後の信託行為の内容を記載し（受託者の解任の請求）

第十四条 委託者又は信託管理人は、信託法第五十八条第四項及び法第八条の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、次に掲げる



二 信託の清算結了時における財産目録  
三 残余財産の処分に関する書類

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年七月四日法務省令第  
四〇号)

この省令は、信託法の施行の日から施行す  
る。